

オープンソースソフトウェアを利用する際の知的財産面の留意点

たけいし えいじ

武石 英二

NTT知的財産センタ

数年前からオープンソースソフトウェア（OSS）が世の中の注目を集め、そのメリットや活用例などが解説されてきました。それと同時にOSSの知的財産面の問題点や想定されるリスクなどいろいろな議論されています。ここでは、OSSを利用する際に知的財産面で留意すべき点を、基本的な内容に絞ってQ&A形式で解説します。

OSSとは

Q1 LinuxはOSSだと聞いたのですが、OSSとは何ですか？

A1 OSSとは、オープンソースソフトウェアの略で、実行ファイルとともにソースコード（ソフトウェアの中身）も公開・配布されているソフトウェアの総称です。元々は米国において「ソフトウェアの自由な利用、改良、再配布を確保する」という理念から登場したもので、インターネット上の公開サイトからダウンロードして入手したり、いくつかのOSSはパッケージソフトとしても販売されています。

Linuxはもっとも有名なOSSの1つですが、そのほかにもWebサーバのApache、リレーショナルデータベースのPostgreSQL、メールサーバのSendmailなども広く使われていて、膨大な数のソフトウェアがOSSとして公開されています。

Q2 OSSのメリットは何ですか？

A2 まず、OSSは無償または安価で入手することができるので、比較的少ない初期投資でシステムを構築できる点といわれています。

また多くのOSSは世界中の開発者がボランティアベースで協力しながら開発・改良を行っています（OSSコミュニティといわれています）。そのため、

見つかったバグや最先端の技術への対応も迅速に行われるとともに、長期間にわたってサポートが期待できるといったメリットがあるといわれています。

OSSと知的財産

Q3 OSSでは知的財産のことは気にしないでいいのですか？

A3 いいえ、OSSもソフトウェアですから、一緒に添付されている使用許諾条件（ライセンス条件）に従って使う必要があります。OSSは著作権が放棄されたソフトウェアではなく、一定の条件の下で、複製や再配布などが許諾（ライセンス）されているものです。公開されているソースコードを使ってソフトウェアを改良したり、機能を追加したり、他のソフトウェアと組み合わせたりすることもできますが、その際にもライセンス条件に従う必要があります。

著作権以外でも、さまざまな知的財産とかかわりを持っています。例えば、他のソフトウェアと同様に、OSSで実現されている機能についてOSSの開発者自身あるいは全くの第三者が特許権を取得している可能性もありますし、自ら改良や機能追加を行ってソースコードを公開すると、そこに含まれている自社のノウハウ（秘密情報）が公開されてしまう恐れもあります。

Q4 LinuxのライセンスはGPLと聞いたのですが、OSSのライセンスはみんなGPLなのですか？

A4 GPLはGNU General Public Licenseの略で、Linuxのライセンスとしてもっともよく知られたライセンスの1つですが、OSSのライセンスはGPLだけではありません。Q1で例をあげたApacheにはApache License（またはBSD License）、PostgreSQLにはBSD Licenseが使われていますし、OSSを管理・推進するOSI（Open Source Initiative）に認定されているライセンスだけでも50以上、それ以外も含めると数百のライセンスがあります。

その中でもGPLはOSSの理念を徹底したライセンスで、修正したソースコードの公開などの条件がもっとも厳しいライセンスの1つといわれています。逆にBSDは比較的条件のゆるいライセンスです。どのような場合に、どのソースコードを公開する必要があるかなどは、OSSライセンスによって大きく異なります。

OSSにはさまざまなライセンスがあること、ライセンスによって許諾される内容や条件がそれぞれ異なることは、ぜひ覚えておいてください。

Q5 OSSライセンスの知的財産面の特徴を教えてください。

A5 ほとんどのOSS（ライセンス）

表 OSSの利用形態に応じた知的財産面のチェック項目例

チェック項目 利用形態	OSSのライセンス	開発委託契約	開発受託契約	自社の知的財産*1	他者の知的財産*2
自社内で利用	しようとする事(ソースコードの修正有無や配布形態など)が許諾された範囲か。組み合わせて使うソフトウェアや新規開発部分のソースコードを公開する必要があるか	OSSの瑕疵や権利侵害が生じた場合の対応やリスクの負担割合(責任範囲)が明確か(外部委託する場合)	—	—	開発部分の権利調査を実施して、他者権利を侵害していないか*5
自社製品として配布*3			—	開発部分に自社の知的財産を含んでいないか	開発部分の権利調査を実施して、他者権利を侵害していないか
システム開発を受託*4			OSSの瑕疵や権利侵害が生じた場合の対応やリスクの負担割合(責任範囲)が明確か		

*1 特許等、著作権、ノウハウ(秘密情報、守秘契約に基づいて他者から入手したものを含む)。

*2 特許等、著作権(使用するOSSの著作権者(開発者)の知的財産を含む)。

*3 構築したシステムをASPサービス等でお客さまへ提供する場合も含む。

*4 お客さまが社内システムとして使う場合、お客さまが製品として配布する場合。

*5 社内で使用する場合も、必要に応じて、配布する場合と同様の他者権利調査により確認。

に共通しているのは、上述したソースコードを含めて複製や再配布が許諾されていること、再配布する際のソースコード公開が規定されていることのほか、ソフトウェアの瑕疵や第三者の権利侵害に関して無保証・無補償の規定があることです。

市販ソフトでは、権利侵害や動作について何らかの保証をしてくれる場合が多いのに対して、OSSでは、すべて自己責任で使うというのが原則です。なお、最近では、OSSを製品として販売している販売元(OSSのディストリビュータ)が一定の条件のもとで保証を行うケースも出てきました。

OSSを利用する際の留意点

Q6 OSSを企業の中で使うときに注意すべき点は何ですか？

A6 自社内のシステムで使うのか、お客さまへ提供するシステム構築に使うのか、どのOSSをどのように使うかによって注意すべき点が違ってきます(表)。いずれの場合でも、

- ① ライセンスを確認して、使い方(他のソフトウェアとの組合せや修正の有無等)が許諾された範囲

かを確認する

- ② ライセンスの内容などで判断に困ったら必ず専門家(法務担当や知的財産担当)に相談することはトラブルを未然に防ぐためにも必ず守ってください。

Q7 OSSの使い方特に問題となるのは何ですか？

A7 ソースコードを修正したり、他のソフトウェアと組み合わせてシステムを構築する場合です。その際、ソースコードを公開する必要が生じる(公開義務を負う)と、その中にノウハウ(秘密情報)が含まれていれば情報流出の問題が生じますし、組み合わせたソフトウェアのライセンス違反となる場合もあります。

ソースコードの公開が必要かの判断は微妙なケースが多いので、事前に専門家に相談してください。

Q8 システム開発を外部に委託するときに注意する点は何ですか？

A8 どのOSSを利用するのか、開発終了後にOSSに瑕疵が見つかった場合や第三者から特許等の権利主張を受けた場合の対応やリスクの負担をどうするのかについて委託先と確認のうえ合意しておくことが大切です。

その際、ディストリビュータが販売しているOSSを採用(購入)することによって、その部分の保証を担保することも検討すべきでしょう。

Q9 システム開発を受託する場合の留意点は何ですか？

A9 お客さまが社内で使うだけでしたら、Q8の場合と受委託の関係は逆になりますが、注意すべき点は基本的に同じです。その際、システム開発の一部を外部に再委託する場合には、お客さま、再委託先を含めた三者の責任分担についても考慮する必要があります。

お客さまが製品として外部に配布する場合には、お客さまによる配布に関してソースコードの公開が必要となるケースもありますので、Q7と同様の注意が必要です。

◆問い合わせ先

NTT知的財産センタ

TEL 0422-59-6230

FAX 0422-59-5575

E-mail takeishi.eiji@lab.ntt.co.jp